

# 電気工事業者の事業開始通知について

建設業法の許可を受けた建設業者の方が、自家用電気工作物に係る電気工事のみの電気工事業を開始したときは、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」により、その事業を開始したとき、遅滞なく経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

つきましては、千葉県内のみに営業所を設置し電気工事業を開始した方は、下記により手続きしてください。

## 記

### 1. 通知先

- (1) 通知先 千葉県電気工事工業組合（本部）  
〒260-0005  
千葉市中央区道場南1丁目9番15号  
電話：043-224-6086 FAX：043-224-6087  
受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 通知方法 通知書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。  
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。  
郵送する場合、郵送する前にFAXで申請書類一式を組合本部へ送信し、組合本部の確認を受けてから郵送してください。  
なお、FAX送信後、組合本部へFAX送信済であることを電話連絡してください。

### 2. 要件

- (1) 工事の従事者の制限  
第一種電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させてはならない。  
認定工事従事者は自家用電気工事のうち簡易電気工事の作業のみ従事可能。  
(第二種電気工事士は、自家用電気工作物の電気工事には従事できません。)
- (2) 営業所には、次の検査用器具を備え付けること。  
①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計  
④低圧検電器 ⑤高圧検電器 ⑥継電器試験装置 ⑦絶縁耐力試験装置  
但し、「⑥継電器試験装置」及び「⑦絶縁耐力試験装置」については、常備していなくても必要時に借り入れることができればよい。

### 3. 必要書類

- (1) 電気工事業開始通知書（様式第21）  
(2) 通知者の住民票等又は登記事項証明書（6ヶ月以内に発行されたもの。）  
①申請者が個人の場合  
住民票又はマイナンバーカード等、住所、氏名、生年月日を確認するに足る書類の写し 1通  
②申請者が法人の場合  
法人の履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (3) 誓約書  
個人の氏名又は法人の代表者の氏名は自署になります。
- (4) 建設業許可書の写し  
(5) 第一種電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証等の写し  
※第一種電気工事士免状の場合は、講習受講記録欄の写しも必要です。

### 3. その他

「電気工事業開始通知受理通知書」が手元に届くまでに2週間程度かかります。